

補助金の交付状況に係る調書【令和3年度交付分】

補助金の名称		犬山市農業団体育成事業補助金(果樹団体育成事業)		市の担当部課	経済環境部産業課	
				問い合わせ先	0568-44-0341	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山市果樹園芸組合連合会		代表者名	会長 今井 祐次	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市農業団体育成事業補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法(公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	昭和56年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由(公募で選定しない理由)		当該活動を実施できる団体が他にないため				
市が補助金を交付する公益上の必要性(何をどうしたいのか)		果樹の栽培技術向上及び販売促進を図ることで、市内果樹振興を促進するもの。				
補助金の額 ( )は一般財源の額		令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度予算	
		50,000 円	50,000 円	50,000 円	50,000 円	
		(50,000 円)	(50,000 円)	(50,000 円)	(50,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		ももを中心とした、果樹の栽培技術向上並びに果樹生産の振興、販売対策の推進				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		162,353 円		
		うち補助事業全体の経費		162,353 円		
		うち補助対象経費		162,353 円		
		補助対象経費の内訳		事業費		162,353 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		定額50,000円		
		補助限度額		未設定		
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事業実績報告により、事業が実施されたと認められるため。	
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		品評会や研修会の開催による技術向上を図るとともに、苗木補助制度の創設による果樹栽培面積の維持・拡大を図り、市内の果樹振興が促進された。				
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		34,457 円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		34,457 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無

※令和2年度の実績に基づき作成しています。